

新年あけましておめでとうございます。清々しい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。昨年は、当事務所に対し、格別のご厚情を賜り、ありがとうございました。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

皆様の事業や家庭が平穏で幸多い年でありますことを心よりご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

税理士 佐々木 英子

平成29年度税制改正大綱

12月8日、平成29年度税制改正大綱が閣議決定されました。これから国会で審議が開始されるため、修正が生じる可能性があります、現時点での情報をもとに2点ご紹介いたします。

① 配偶者控除の年収制限の引き上げ



従来、配偶者控除の年収制限は103万円以下となっていました。これが女性の社会進出を妨げているという名目のもと、**150万円以下まで引き上げる**ことが見込まれています。

この改正案の内容は多くのお客様からお問合せいただきますが、たいいていの場合、パート勤務による収入が103万円から150万円まで増加することで家計に大きなプラスになるという点をご理解いただいているのですが、**現行制度では、サラリーマンのご主人をもつ奥様の場合、年収130万円を超えると“国民年金”と“国民健康保険料”においてご主人の扶養から外れる**ため、各個人での負担が発生する可能性が見込まれます。この点に関しては、最新の情報に十分注意することが必要です。

② 「タワマン節税」へのけん制

これまで、富裕層の間では「タワーマンション」と呼ばれる超高層物件の上階部分を購入し、相続税の節税を行うという手法が広く行われてきました。これは、相続税の算定基準で用いられる“固定資産税評価額”は**マンション1棟の評価額を部屋ごとの床面積で割って算出**しているため、階層による差はなく、**同じ床面積の間取りであれば、1階と最上階が原則同額**になりますが、上層階の方が景観がよいことから**実際の取引価格は高くなる**ということが一般的になっています。

このことから、現金のまま相続するよりも、高層階の部屋を買えば、相続税額の圧縮につながりやすいとして富裕層が使う手法でしたが、富裕層しか使えない節税策として批判が高まっていました。

今回の改正案では、**高層マンションの中間層を現行制度と同じ評価額にし、高層階は段階的に引き上げ、低層階は段階的に引き下げ**という内容となっています。

なお、この制度は、平成30年以降に引渡となる新築物件を対象としています。